

随意契約理由書

神戸市

件名	令和5年度 海岸線 電車全般検査 総合管理・車体等
契約の相手方	川重車両テクノ株式会社
根拠法令	地方公営企業法 施行令 第21条の14 第1項2号に該当
随意契約の理由	<p>電車は省令により定期検査を行う必要がある。その期間は、重要部検査は5年または走行距離が60万kmのいずれか短い期間毎、全般検査は8年毎となっている。検査は神戸市高速鉄道実施基準に基づき、電車の主要な部分を取り外し、点検・測定・部品の取替等を行う。</p> <p>本作業を担当するものは、当局電車の機能・構造等を熟知し、設計図書等に基づく作業・検査の施工及び特殊な電車部品の製作・手配が必要不可欠である。</p> <p>これらの諸条件を満たす業者は、車両新製時に車体の製作、艤装を担当した川崎重工業株式会社以外にはないが、令和3年に同社車両カンパニーが行う事業について川崎車両株式会社に継承された。また、鉄道車両の全般検査・重要部検査、修理、改造等保守に関わる業務全般について、上記業者に移管しており、現在今回の業務を実施できるのは上記業者だけである。</p>
担当部署	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)